

いくら備える？ 万ーのための保険

いつもの暮らしが突然、崩れてしまうとき

人生には、時に予想外のことが起きます。例えば働き盛りの家族が突然亡くなる、ケガや病気が原因で働けず収入が途絶える、入院して高額な医療費が掛かるなど。こういった万ーの事態にはお金が必要になります。いくら備えておけばいいのでしょうか？

社会保険により、すでに保障を得ている

実はすでに約束された保障があります。社会保険です。会社員や公務員は厚生年金や健康保険に加入し、給料から保険料が天引きされています。雇用保険や労災

厚生年金	3つの年金
国民年金(基礎年金)	老齢年金
国民年金加入者 自営業者 専業主婦(主夫)など 受け取れるのは 基礎年金	障害年金
厚生年金加入者 会社員 公務員など 受け取れるのは 基礎年金+厚生年金	遺族が受け取る 遺族年金

公益財団法人 生命保険文化センター「遺族保障ガイド」より

の適用がある場合もあります。自営業者は国民年金と国民健康保険に加入し、保険料を支払っています。これらの社会保険から、遺族年金や障害年金等が給付されます。

例えば生計を担う人が死亡した場合、高校生以下の子どもが1人いる配偶者には、月8万円程度の遺族基礎年金が給付されます。亡くなった人が会社員や公務員なら、本人がもらう予定だった厚生年金の4分の3が配偶者※に給付されます。またケガや病気で働けなくなった場合、健康保険から給料の3分の2の傷病手当金が本人に給付されます。

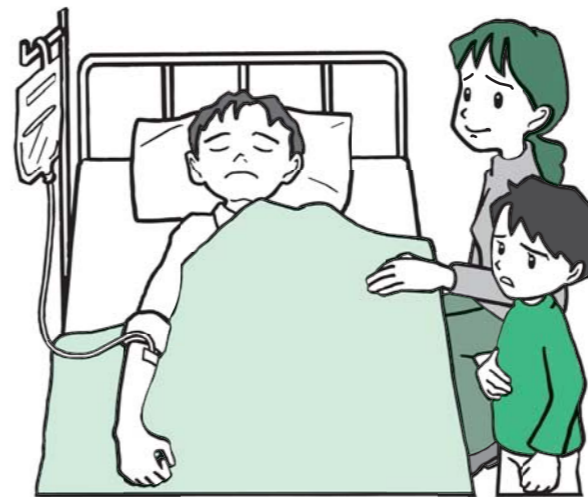
社会保険と貯蓄で不足する分を 民間保険でカバー

様々な給付がある社会保険ですが、万ーの時に必要な金額を賄えるかどうかは、家庭によって異なります。今は専業主婦だければイザとなれば働ける、子どもを連れて実家に戻れる、かなりの金融資産を持っているなど、状況は人それぞれです。これらを踏まえ、社会保険と貯蓄等では賄えない部分を補うのが民間保険です。

民間保険の必要性が高いのは、子どもが小さく、貯蓄も少なく、実家を頼れず、賃貸住宅暮らしで、すぐには配偶者が働けない家庭です。

子どもの教育費(1人500万~1,000万円)と末子が独立するまでの生活費(現在の生活費の7割程度×末子が独立するまでの年数)で死亡保険を検討しましょう。例えば12歳の子ども1人がいる妻の場合、月々15万円の生活費が掛かるとすると、子どもの独立までの約10年分の生活費は1,800万円なので、死亡保障額の目安は、教育費と合わせて2,300万~3,000万円程度になります。掛け捨てで保険料の安い収入保障保険か定期保険にすると、保険料を抑えることができます。すでに住宅を購入(団体信用生命保険の加入でローン残高分を保障)している、子どもの年齢が高い、配偶者が働ける、貯蓄があるなどの場合なら、その分を減額しましょう。

ほとんどの死亡保険では、生涯介護が必要となる、両目の視力を永久に失くすなど高度障害状態になると、死亡保険金と同額の高度障害保険金が給付されます。



ケガや病気の治療費は、社会保険と貯蓄で賄える可能性が高いですが、貯蓄が少ないなら、入院給付金日額5,000円を目安に加入を検討しましょう。健康保険の対象にならない治療にも備えたいなら、医療保険の先進医療特約があります。

自営業者は、会社員・公務員に比べて社会保険による保障が少ないので、死亡保険を500万~1,000万円、医療保険は日額を5,000円程度多めにしておいてもよいでしょう。

生活状況が変化したら 民間保険の見直しを

民間保険は、必要な時期に適切な保障を、なるべく安く確保するのがポイントです。保険の加入や見直しが必要となるタイミングを確認しておきましょう。

【民間保険の加入・見直しのタイミング】

子どもが生まれた	●死亡保険の加入または保障額の増額
会社員から自営業に転職した	●死亡保険の保障額の増額 ●医療保険の加入
住宅を購入した(団体信用生命保険に加入の場合)	●死亡保険の保障額の減額
一定額の貯蓄が貯まった	●医療保険の解約
子どもが独立した	●死亡保険の保障額の減額または解約

保険に加入するかどうか、見直す必要はないか不安になったとき、保険ショップを訪ねることもあるでしょう。保険ショップでは、複数の保険会社の保険を取り扱うので、各社を比較できるのがメリットです。ただし保険の仕組みは複雑で、個人では判断が難しいこともあります。保険ショップには、なぜその保険を勧めるかを説明する義務がありますので、納得できるまで聞きましょう。インターネットで加入できるネット保険に疑問点があれば、コールセンターに問い合わせましょう。

保険は一度加入すれば終わりというものではありません。保障が多過ぎると無駄な保険料を支払うことになり、保障が少な過ぎると万ーの時に生活を守ることができません。状況に応じて検討しましょう。貯蓄をしっかり増やすためにも、こまめな見直しが必要です。

情報収集におすすめのサイト

- ・知るぽると：金融広報中央委員会 <https://www.shiruporuto.jp/>
☎03(3279)1111
- ・公益財団法人 生命保険文化センター <https://www.jili.or.jp/>
☎代表電話03(5220)8510 ☎相談直通03(5220)8520

※配偶者が夫の場合は一定の条件があります

たとえば生計を担う人が...

こんなときに	給付を受けられる社会保険	給付を受けられる内容・特徴	不足を補う民間保険
死亡したら	遺族年金の給付(国民年金・厚生年金)	高校卒業までの子どもがいる配偶者には遺族基礎年金が、会社員・公務員の配偶者※には遺族厚生年金が給付される。	死亡保険(定期保険、終身保険、収入保障保険、養老保険)
障害状態になったら	障害年金の給付(国民年金・厚生年金)	自営業者には障害基礎年金が、会社員には障害基礎年金と障害厚生年金が給付される。	死亡保険(定期保険、終身保険、収入保障保険、養老保険)
ケガ・病気で入院し、高額な医療費が掛かったら	健康保険・国民健康保険(自己負担は1~3割)	ひと月あたりの自己負担が一定額を超えた場合、高額療養費制度により返金される(高度先進医療は対象外)。	医療保険、先進医療特約
ケガ・病気により休業したら	傷病手当金の給付(健康保険)	会社員・公務員に最長1年半給付される(自営業者にはない)。	所得補償保険